

# ～身体拘束排除宣言～

私たちは、身体拘束が人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の QOL(生活の質)を損なう危険性があることを認識し、利用者本位のより良いケアを実現するために、身体拘束排除に向けて取り組むことを宣言します。

## 身体拘束がもたらす弊害

### 1、身体的弊害

関節の拘縮、筋力低下、食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等

### 2、精神的弊害

人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族への精神的苦痛、職員の士気の低下等

### 3、社会的弊害

介護保険施設等に対する社会的な不信や偏見等

## 身体拘束禁止規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または、他の利用者などの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

## 身体拘束をせずに行うケアの原則

1、身体拘束を誘発する原因を探り、除去する。

2、5つの基本的ケア(起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する)を徹底する。

3、身体拘束廃止をきっかけに「より良いケア」を実現する。

平成 30 年 4 月 25 日

グループホームはぎの里 役職員一同